## 【表紙】

 【提出書類】
 臨時報告書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2020年7月2日

 【会社名】
 株式会社大東銀行

 【英訳名】
 THE DAITO BANK, LTD.

 【代表者の役職氏名】
 取締役社長 鈴 木 孝 雄

 【本店の所在の場所】
 福島県郡山市中町19番1号

【電話番号】 (024)925-8225

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営部長 三 浦 謙 一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田小川町二丁目2番地センタークレストビル4階

株式会社大東銀行 東京事務所

【電話番号】 (03)5244-5712

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 菊田 浩宗

【縦覧に供する場所】 東京都中央区日本橋兜町2番1号

株式会社東京証券取引所

東京都千代田区神田小川町二丁目2番地センタークレストビル4階

株式会社大東銀行東京支店

(注)東京支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、 投資者の便宜のため縦覧に供するものであります。

#### 1【提出理由】

2020年6月26日開催の当行第115期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 2020年6月26日

## (2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金30円 総額380,182,770円

剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

当行は、迅速かつ機動的に経営の重要事項を決定するガバナンス体制を構築し、監督・牽制機能を維持・強化しつつガバナンスのスリム化を実現するため、「会社法の一部を改正する法律」(2015年法律第90号)により創設された監査等委員会設置会社に移行する。移行にあたり、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うもの。

迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任する事ができる旨の規定を新設するもの。

取締役会の議長については、効率的・効果的に質の高い議論を行うため、社内の幅広い業務や執行 状況に精通している取締役社長とするもの。

業務執行取締役でない取締役が、期待される役割を十分に発揮することができるようにするために、業務執行取締役ではない取締役とも責任限定契約を締結できるように、現行定款第25条(社外取締役との責任限定契約)を一部変更して、変更案第32条(取締役の責任免除)とするもの。単元未満株式の権利についての規定を新設するために、所要の変更を行うもの。

株主総会議事録の記録・保存についての規定を新設するために、所要の変更を行うもの。

上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うもの。

#### 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

鈴木孝雄、岡安廣、三浦謙一、大里裕昭を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任するも の。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

渡辺宏和、清水紀男、松本三加、菅野裕之、佐藤親を監査等委員である取締役に選任するもの。

## 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を、年額180百万円以内と定めるもの。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額66百万円以内と定めるもの。

## (3) 議決権の状況

議決権を有する株主数 6,662人 総議決権個数 125,948個

#### (4) 行使された議決権の状況

	株主総会前日までの 議決権行使 (事前行使)	株主総会当日出席に よる議決権行使	議決権行使合計
株主数	2,354人	54人	2,408人
議決権行使個数	82,384個	19,482個	101,866個
行使割合	65.41%	15.46%	80.87%

# (5) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成割合	決議結果
第1号議案	101,708個	141個	-	99.84%	可決
第2号議案	99,042個	2,602個	205個	97.22%	可決
第3号議案					
鈴木 孝雄	85,016個	16,833個	-	83.45%	可決
岡安廣	84,901個	16,948個	-	83.34%	可決
三浦 謙一	84,924個	16,925個	-	83.36%	可決
大里 裕昭	84,931個	16,918個	-	83.37%	可決
第4号議案					
渡辺 宏和	101,402個	447個	-	99.54%	可決
清水 紀男	101,607個	242個	-	99.74%	可決
松本 三加	101,473個	376個	-	99.61%	可決
菅野 裕之	94,855個	6,994個	-	93.11%	可決
佐藤親	93,628個	8,221個	-	91.91%	可決
第5号議案	101,452個	258個	139個	99.59%	可決
第6号議案	101,435個	275個	139個	99.57%	可決

## (注) 1. 各議案の可決要件は次の通り。

第1号議案、第5号議案、第6号議案については、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

- 2.第2号議案については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
- 3.第3号議案、第4号議案については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
- 4. 賛成割合は(4)「行使された議決権の状況」の議決権行使合計数に対する各議案の賛成数の比率です。

## (6) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上